

麻績村国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、

次の要件を満たす方は、**国民健康保険税が減免**となります。

【保険税の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険税を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方

⇒ **保険税の一部を減額又は全額免除**

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について、下記の全てに該当する世帯

(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、**前年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること

(2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたって必要となる書類、減免額の算定の詳細については、裏面をご覧ください。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、麻績村 住民課 国民健康保険係にお問い合わせ下さい。

減免に関するお知らせは、麻績村ホームページにも掲載しております。

(減免申請書(様式第1号)は、ホームページからダウンロード出来ます。)



麻績村住民課
国民健康保険係
電話：0263-67-3001

【申請に必要な書類】

減免申請書(様式第1号)及び申請理由により、下記のうち必要な書類

- 死亡診断書の写しまたは重篤な傷病の場合は医師の診断書等の写し等
- 申請者世帯の属する全ての被保険者の令和元年分の所得税確定申告書、住民税申告書又は青色申告決算書の写し等
- 申請者世帯の属する全ての被保険者の令和元年分の源泉徴収票の写し等
- 令和2年1月1日から申請日前月末までの事業収入が分かるもの(帳簿や通帳等)
- 令和2年1月1日から申請日前月までの給与明細
- 廃業届又は離職票等

【減免額の算定式】

表1で算出した対象保険税額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

$$\text{保険税減免額} = \text{表1 (A} \times \text{B} / \text{C)} \times \text{表2 (d)}$$

表1

$$\text{対象保険税額} = \text{A} \times \text{B} / \text{C}$$

- A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
- C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表2

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2